堺市立堺・東・西・南・北・美原老人福祉センター
及び堺市立美原総合福祉会館

指定管理者募集要項

令和２年７月

堺　　市

目次

Ⅰ　はじめに

Ⅱ　施設の設置目的

Ⅲ　事業内容に関する事項

１　施設の名称、場所等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
２　指定管理者が行う業務の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
３　管理の基本的事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
４　指定期間（予定）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
５　自主事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
６　管理経費等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
７　利用料金等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
８　管理の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
９　基本事業計画書及び年度事業計画書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
１０　リスク（責任）分担について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
１１　管理運営に伴う租税について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
１２　保険加入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
１３　業務の第三者への委託・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
１４　市の指示等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
１５　定期会議の開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
１６　モニタリング等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
１７　管理業務の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
１８　管理業務の継続が困難になった場合の措置・・・・・・・・・・・・・・・・１３
１９　引継ぎ等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
２０　管理業務に対する評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４

Ⅳ　募集に関する事項

１　公募及び選定のスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
２　募集区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
３　応募資格等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
４　欠格事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
５　選定対象除外・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
６　応募手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７

Ⅴ　提出書類に関する事項

１　書類の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
２　書類の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９

Ⅵ　選定及び指定に関する事項

１　選定審査方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
２　選定結果の通知等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
３　指定管理者の指定等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
４　協定に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２

Ⅶ　その他

１　注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
２　添付資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２

Ⅰ　はじめに

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項、堺市立老人福祉センター条例（以下「老人福祉センター条例」という。）第１０条及び堺市立美原総合福祉会館条例（以下「美原総合福祉会館条例」という。）第１２条に基づき、堺市立堺・東・西・南・北・美原老人福祉センター及び堺市立美原総合福祉会館の管理に関する業務を行う指定管理者を募集します。

Ⅱ　施設の設置目的

市が各区に設置している堺市立老人福祉センター（以下「老人福祉センター）という。）は、市内の高齢者の方に対し、各種相談に応じるとともに、健康増進、教養向上並びにレクリエーションのための便宜を総合的に供与することによって、高齢者の方が健康で生きがいを持って日々の生活を送れるよう支援することを目的として開設されている施設です。

これらのセンターでは、市内各地域の高齢者の方々が利用されることを通して、市民交流を促進し、人権の輪を広げるための交流の場となっているとともに、健康や生活等の相談や、各種講座・教室等への参加、自主的なグループ活動等において、地域活動の拠点として広く利用されています。

また、堺市立美原総合福祉会館（以下「美原総合福祉会館」という。）は、総合福祉を基調として、自立し、生きがいの持てる福祉社会の形成及び市民福祉の向上を図ることを目的として、美原老人福祉センターと同一の建物内に設置されている施設で、福祉の向上を目的として活動する団体の美原区域の拠点として、広く利用されています。

施設の運営にあたっては、「あらゆる施策を平和と人権を尊重する視点をもって実施する」という「堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例」の趣旨を踏まえつつ、超高齢社会を迎え、高齢者の方ができるだけ長く住み慣れた地域で元気に過ごせるよう、介護予防、健康増進及び生きがいづくり等に資する事業を実施しています。

Ⅲ　事業内容に関する事項

１　施設の名称、場所等

⑴ 堺市立堺老人福祉センター（以下「堺老人福祉センター」という。）

設置年月	平成２９年４月に旧健康増進センター（※）を改修し、移転 ※昭和６０年５月建設
設置場所	堺市堺区協和町３丁１２８番地４
その他	ちぬが丘保健センター部分（市直営） 障害者支援課分室部分（市直営）

⑵ 堺市立東老人福祉センター（以下「東老人福祉センター」という。）

設置年月	平成９年４月
設置場所	堺市東区日置荘原寺町１９５番地１　東区役所内

⑶ 堺市立西老人福祉センター（以下「西老人福祉センター」という。）

設置年月	平成８年４月
設置場所	堺市西区鳳東町６丁６００番地　西区役所内

⑷ 堺市立南老人福祉センター（以下「南老人福祉センター」という。）

設置年月　　昭和４８年９月

設置場所　　堺市南区御池台５丁２番７号

⑸ 堺市立北老人福祉センター（以下「北老人福祉センター」という。）

施設の名称　　堺市立北老人福祉センター

設置年月　　昭和５９年５月

設置場所　　堺市北区常磐町１丁２５番地１

⑹ 堺市立美原総合福祉会館（以下「美原総合福祉会館」という。）

美原老人福祉センター（以下「美原老人福祉センター」という。）

設置年月　　昭和５８年４月

設置場所　　堺市美原区黒山７８２番地１０

２　指定管理者が行う業務の概要

指定管理者が行う主な業務は下記のとおりとし、各業務の詳細は「Ⅶその他　２添付資料⑴仕様書」を参照すること。

⑴ 施設の運営に関する業務

ア　開館時間（使用時間）及び休館日

イ　職員の配置、雇用、研修等

ウ　使用許可に関する業務

エ　施設利用案内等に関する業務

オ　サービスの提供

カ　苦情対応

キ　堺市高齢者緊急一時入所事業

⑵ 施設の維持管理に関する業務

ア　適正な維持管理

イ　施設、設備、器具備品の維持管理等

ウ　保守点検業務

エ　公衆電話の設置

オ　施設、設備、器具備品の変更

カ　実地調査への協力

⑶ その他の業務

ア　緊急時等への対応

イ　環境への配慮

ウ　関係機関等との協議

エ　目的外使用許可

オ　市の主催事業等への協力

カ　市の広報業務への協力

キ　マニュアル等の作成

ク　保険加入

ケ　市との協議
コ　感染症対策について

３　管理の基本的事項

指定管理者は、次の事項を基本として、老人福祉センター及び美原総合福祉会館の管理を行うこととします。

⑴ 老人福祉センター条例第１条及び美原総合福祉会館条例第１条の設置目的に基づき管理を行うこと。
⑵ 個人情報の保護を徹底するとともに情報公開を積極的に推進すること。
⑶ 公の施設であることを念頭において、公正、公平な管理を行うこととし、特定のものに有利あるいは不利になる運営をしないこと。
⑷ 管理業務に際し、政治的行為又は宗教的行為と疑われるような活動や営利を目的とする活動はしないこと。
⑸ 利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ってサービスを提供すること。
⑹ 法令等を遵守して適正に管理業務を行うこと。
⑺ 効果的かつ効率的に管理業務を行い、経費の縮減に努めること。
⑻ 地域住民や利用者の意見・要望を管理業務に反映させ、サービスの向上を図ること。
⑼ 利用者が安全かつ快適に利用できるように施設設備を適正に維持管理すること。
⑽ 地域の住民、自治組織、事業者等と良好な関係を維持すること。
⑾ 高齢者の介護予防、健康増進及び生きがいづくりの促進に資することを念頭に置いた管理運営を行うこと。
⑿ 利用促進を積極的に図ること。

４　指定期間（予定）

指定期間は、令和３年４月１日から令和７年３月３１日までの４年間を予定しています。この期間は、市議会の議決を経て決まりますので、留意願います。

５　自主事業

指定管理者は老人福祉センター条例及び美原総合福祉会館条例（同条例施行規則含む）、協定書、仕様書、事業計画書に定める業務（指定管理業務）に支障をきたすことがなく、かつ施設の設置目的の範囲内で、自己の責任と費用により自主事業を実施することができます。なお、実施にあたっては、事前に自主事業計画書（企画提案書）及び収支予算書を提出のうえ、市の承認を得る必要があります。

（想定している自主事業）

〇利用促進のための多様で魅力的なサービスの提供（魅力向上事業）

指定管理者のノウハウを生かした魅力的な企画を自由に提案し、世代間交流事業、地域活性化イベント、医師や理学療法士などの専門家による健康指導イベント、スマホ・タブレットの操作勉強会など、魅力的な利用者サービスを提供することが可能です。

○　自動販売機の設置

指定管理者の自主事業として、自動販売機の設置を行うことが可能です。実施にあたっては別途行政財産貸付の手続きを行います。設置の有無、提案貸付料を含めて提案してください。

○ 喫茶コーナーの運営

美原総合福祉会館においては、指定管理者の自主事業として、喫茶コーナーの運営を行うことが可能です。実施にあたっては、別途行政財産貸付の手続きを行います。設置の有無、提案貸付料を含めて提案してください。

６　管理経費等

⑴ 会計年度

老人福祉センター及び美原総合福祉会館の管理に係る会計年度は、４月１日から翌年３月３１日までとします。

⑵ 指定管理料の支払い等

老人福祉センター及び美原総合福祉会館の管理に必要な経費は指定管理料として会計年度ごとに、収支計画書に提示のあった金額をもとに指定期間中毎年度市と指定管理者が協議して協定で定め、予算の範囲内で支払います。

各年度の指定管理料決定のための協議の際に、選定時の指定管理者事業計画書（企画提案書）等で提案された指定管理料の金額から変更する場合には、管理運営や事業内容について、市と指定管理者の間で協議することとします。

なお、老人福祉センター及び美原総合福祉会館の管理に係る指定管理料の本市としての積算額は、以下の通りです。収支計画書は、当該積算額を上限として作成してください。

ア　東・北・美原老人福祉センター、美原総合福祉会館にかかる指定管理料の積算額

１４３，２１２千円（非課税）

《内訳》

・東老人福祉センター　４１，９７５千円

・北老人福祉センター　４８，９００千円

・美原老人福祉センター・美原総合福祉会館　５２，３３７千円

《参考》平成３０年度から令和２年度までの指定管理料　（単位：千円）

区　　分	平成３０年度	令和元年度	令和２年度
東老人福祉センター	４６，４００	４６，６６６	４１，３７５
北老人福祉センター	４６，４０１	４６，６６６	４８，４９９
美原老人福祉センター・美原総合福祉会館	４６，４０１	４６，６６７	５１，７２１
合　　計	１３９，２０２	１３９，９９９	１４１，５９５

イ　堺・西老人福祉センターにかかる指定管理料の積算額

１０２，８５９千円（非課税）

《内訳》

・堺老人福祉センター　６２，９７２千円

・西老人福祉センター　３９，８８７千円

《参考》平成３０年度から令和２年度までの指定管理料　（単位：千円）

区分	平成３０年度	令和元年度	令和２年度
堺老人福祉センター	６１，５４０	６２，２３８	６２，２３４
西老人福祉センター	３８，８３８	３８，５９１	３９，３９０
合計	１００，３７８	１００，８２９	１０１，６２４

ウ　南老人福祉センターにかかる指定管理料の積算額

４４，４２０千円（非課税）

《参考》平成３０年度から令和２年度までの指定管理料　（単位：千円）

区分	平成３０年度	令和元年度	令和２年度
南老人福祉センター	４２，１７７	４２，２５４	４３，６３５

※指定管理料の算出にあたっては、消費税率を「１０％」としてください。指定期間中に消費税率が引上げられた場合については、市と指定管理者の間で協議し、指定管理料を増額するなどの適切な措置を講じます。

※老人福祉センター及び美原総合福祉会館の指定管理料については、非課税となることにご留意ください。（後述の 11 管理運営に伴う租税について参照）

⑶ 指定管理料支払い時期等

指定管理料の支払い時期、支払い方法は四半期ごとの前金払とします。ただし、詳細については協定で定めます。

⑷ 指定管理料に含まれる経費

指定管理料には次のとおり原則として管理業務に必要な一切の経費が含まれます。

ア　人件費

イ　管理費（保守管理費、消耗品費、修繕費、光熱水費等）

施設の保守管理、安全点検、衛生管理、軽易な補修に必要な経費は指定管理料に含まれるものとして、指定管理者の責任と費用負担において実施するものとします。

ただし、施設・設備・器具・備品の修繕については、次のとおりの取り扱いとします。

(ア)　施設、設備、器具備品の大規模な修繕（１件あたりの予定価格が１００万円（税込）以上のもの）については、市が必要と認めるものについて、市の責任と費用負担において実施するものとする。

(イ)　施設、設備、器具備品の小規模な修繕（１件あたりの予定価格が１００万円（税込）未満のもの）については、指定管理者が必要と認めるものについて、指定管理者の責任と費用負担において実施するものとする。

ただし、１件あたりの予定価格が３０万円を超え１００万円未満のものについては、本市と指定管理者が協議を行い、本市が必要と認めた場合に実施できるものとする。

(ウ) 指定管理者の管理上の瑕疵による施設、設備、器具備品の損傷を修繕するときは、予定価格にかかわらず、指定管理者の責任と費用負担で実施するものとする。

⑸ 指定管理者の収入

指定管理業務の対価として、指定管理料のほか、自主事業の収入や公衆電話の利用による収入、併設施設からの光熱水費等負担金収入が、指定管理者の収入となります。

⑹ 自主事業の実施に係る経費

自主事業の実施に係る経費は、指定管理料から支出できません。当該自主事業から得られる収入により賄うこととします。なお、自動販売機等を設置する場合は、別途貸付契約を締結し、貸付料が必要です。

⑺ 併設施設の経費の取扱い

ア 東区役所、西区役所とそれぞれ併設している東、西老人福祉センターの光熱水費及び設備管理業務に要する経費の取扱いについては、次のとおりとします。

① 施設全体に係る光熱水費や施設全体に共通する施設・設備の保守点検業務等に要する経費については、区役所が一括して支払うこととします。

② 老人福祉センターに係る経費については、予め定めた負担割合に基づき算出した金額を、指定管理者が負担金として区役所に支払うものとします。

なお、令和２年度の負担割合は【参考資料①】のとおりです。

イ 堺老人福祉センターと併設している市直営のちぬが丘保健センター及び障害者支援課分室に要する光熱水費や施設・設備の保守点検業務等に要する経費の取扱いについては、次のとおりとします。

① 施設全体に係る光熱水費や施設全体に共通する施設・設備の保守点検業務等（併設施設の清掃業務を除く）に要する経費については、指定管理者が一括して支払うこととします。このうち、併設施設に係る経費については、予め定めた負担割合に基づき算出した金額を、市が指定管理者に支払うものとします。

ただし、施設の清掃業務については、指定管理者は老人福祉センター部分のみを実施し、これに係る経費は指定管理者の負担となります。

なお、令和２年度の負担割合は【参考資料②】のとおりです。

⑻ 経理事務

ア 指定管理者は経理に関する規程を策定し、適正に経理事務を行うこととします。

また、経理事務に当たっては、管理業務に係る独立の帳簿を設けることとします。

イ 自主事業に係る経費は他の経費と明確に区分して経理事務を行うこととします。

７ 利用料金等

⑴ 利用料金について

利用料金は市長が特に定める場合を除き無料とします。

⑵ 自主事業の参加費等

指定管理者は、自主事業の参加者から参加費等を徴収することができます。参加費等の額は市場価格を参考に、利用者にとって大きな負担にならないように配慮してください。

８　管理の基準

⑴ 関係法令の遵守

老人福祉センター及び美原総合福祉会館の管理業務を行うに当たっては、次の法令等を遵守するものとします。

ア　地方自治法及び地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）

イ　労働基準法（昭和２２年法律第４９号）その他の労働関係法令

ウ　堺市財産規則（昭和３９年規則第６号）、堺市会計規則（平成１９年規則第４３号）及び堺市財務規則（平成１９年規則第５６号）

エ　老人福祉センター条例（昭和４７年条例第１８号）及び同条例施行規則（昭和４７年規則第３９号）、美原総合福祉会館条例（平成16年条例第76号）及び同条例施行規則（平成17年規則第２１号）【資料5-1～資料5-4】

オ　堺市個人情報保護条例（平成１４年条例第３８号）及び堺市個人情報保護条例施行規則（平成１５年規則第２４号）

カ　堺市情報公開条例（平成１４年条例第３７号）及び堺市情報公開条例施行規則（平成１５年規則第２２号）

キ　堺市行政手続条例（平成８年条例第１７号）及び堺市行政手続条例施行規則（平成９年規則第２５号）

ク　消防法（昭和２３年法律第１８６号）及び堺市火災予防条例（平成２０年条例第２５号）

ケ　その他関連法規、要綱、要領、通知等

⑵ 開館時間及び休館日

開館時間及び休館日は、老人福祉センター条例第３条及び第４条、美原総合福祉会館条例第２条の規定により、次の通りとなっています。

ア　開館時間　午前９時から午後５時１５分まで

※ 美原総合福祉会館については、市から目的外使用許可を受けた団体が午後５時３０分まで施設を使用しています。ただし、当該時間を超えて使用することがあります。

イ　休館日　　毎週日曜日

国民の祝日に関する法律に規定する休日（ただし、敬老の日を除く）

１２月２９日から翌年の１月３日までの日

なお、指定管理者は、現在の開館時間等を変更しようとするときは、老人福祉センター条例第１６条第２号及び美原総合福祉会館条例第１８条第２号の規定により、あらかじめ市長の承認を得なければなりません。ただし、市は各施設の特性や、老人福祉センター等が無料の施設であることを踏まえ、開館時間や休館日を変更する必要性や費用対効果、実現可能性等を検討し、変更を承認するかどうか総合的に判断することになりますので、ご留意ください。

⑶ 使用許可等

市民の施設利用にあたっては、地方自治法第２４４条第２項及び第３項の規定を遵守しなければなりません。また、施設の使用許可及び使用許可の取消しは、老人福祉センター条例第５条及び第６条、美原総合福祉会館については美原総合福祉会館条例第５条及び第７条の同条例の規定を遵守して適正に行わなければなりません。

なお、指定管理者は、堺市行政手続条例の適用を受ける「行政庁」に含まれることから、使用の許可等は同条例の定めに従って行わなければなりません。

⑷ 守秘義務

指定管理者は、老人福祉センター条例第１６条第４号及び美原総合福祉会館第 18 条第４号の規定を遵守しなければなりません。

⑸ 個人情報の保護

指定管理者は、「堺市個人情報保護条例第１１条及び第４９条の２（注：本市の出資法人の場合は、第４９条）」【資料５-５】及び「個人情報取扱事務の委託等に関する基準・特記事項」【資料５-６】の規定を遵守し、個人情報の保護に努めなければなりません。

また、指定管理者には、同条例の趣旨にのっとり、個人情報の保護に関して規程を定めて、市に準じた取扱いを行っていただきます。市の関係要綱及び指定管理者が定める規程のモデル規程は【資料５-７、資料５-8-1、資料 5-8-2】のとおりです。

なお、指定管理者（指定管理者から再委託を受けた事業者を含む。）の従業員（従業員であった者を含む。）による管理業務上知り得た個人情報に関する不正行為に対しては、同条例第５６条又は第５７条の規定により罰則の適用があります。この場合において、同条例第６１条第１項の規定により、指定管理者（指定管理者から再委託を受けた事業者を含む。）である法人等に対しても罰則の適用があります。

⑹ 情報公開

指定管理者は、「堺市情報公開条例第３６条の２（注：本市の出資法人の場合は、第３６条）」【資料５-９】の規定を遵守し、管理に関して保有する情報の公開に努めなければなりません。

指定管理者には、同条例の趣旨にのっとり、情報公開に関して規程を定めて、市に準じた取扱いを行っていただきます。市の関係要綱及び指定管理者が定める規程のモデル規程は【資料５-１０、資料５-１１-1、資料 5-11-2】のとおりです。

※ ⑸、⑹の規程については、市政情報センターにおいて一般の閲覧に供します。

⑺ 文書管理

指定管理者には、老人福祉センター等の管理業務上作成し、又は取得した文書について、目録を作成して適正に管理していただくとともに、市が指示する期間は当該文書を保管し、廃棄は市の指示に従って行っていただきます。

また、指定期間が満了した時や指定が取り消された時は、当該文書を市に引き渡していただきます。ただし、個人情報保護等の観点から問題がなければ、市の立会のもとで直接次期指定管理者に引き継いでいただく場合もあります。

⑻ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する堺市職員対応要領を踏まえた対応

指定管理者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成２５年法律第６

５号。以下「障害者差別解消法」という。）に基づく不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供に関しては、障害者差別解消法第１１条の規定により主務大臣が定める指針を遵守するとともに、障害を理由とする差別の解消の推進に関する堺市職員対応要領（平成２８年３月策定）を踏まえ、適切に対応することとします。

⑼ 市の施策との整合・協力

ア　障害者等就職困難者の雇用

法人もしくは団体として障害者雇用の促進に関する法律に定めた障害者雇用率の達成に努めるとともに、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律を踏まえた物品等の調達、高齢者や障害者等の就職困難者の雇用や訓練を積極的に受入れするなど、就職困難者に配慮した取組に努めることとします。

イ　市内経済の活性化

指定管理者は、市内業者の育成及び市内経済活性化を図るため、可能な限り市内業者の活用や地元住民の雇用等に努めることとします。

ウ　地域振興、地域コミュニティの醸成

指定管理者は、地域団体、地域住民、ＮＰＯとの協働による取組等の地域振興や地域コミュニティの醸成に努めることとします。

エ　環境問題への取組

指定管理者は、次に掲げる省資源、省エネルギー、リサイクルの推進等、環境に配慮した取組の推進に努めることとします。

・環境に配慮した商品等の購入（グリーン購入）の推進
・省エネ運転等による電気、ガス等のエネルギー消費量の節減及び光熱費の抑制
・電力デマンドのピークカット等による節電
・資源の有効活用やリサイクルの推進による廃棄物の排出抑制
・廃棄物の適正処理

オ　暴力団排除

堺市暴力団排除条例の施行（平成２４年１０月１日）に伴い、公の施設の管理運営から暴力団の利益となる使用を排除することとしており、指定管理者は同条例の趣旨に則り、適正な施設の管理運営に努めることとします。

カ　優先使用

次に掲げる高齢者の介護予防を目的とした市の事業のための老人福祉センターの使用については、優先的な場所の確保の取扱いをお願いします。

行事名等	場所		使用頻度
堺市が主催する介護予防教室※	各老人福祉センター	１部屋（大広間等）	週１回程度

※げんきあっぷ教室や脳トレ教室など

キ　市政への協力

上記のほか、公の施設の指定管理者として、男女共同参画の取組、節電、災害対策、禁煙など市の施策と整合した取組が求められますので、これらの取組に積極的に協力し

てください。

9　基本事業計画書及び年度事業計画書

指定管理者は、応募等に際し提出した指定管理者事業計画書（企画提案書）をもとに、市と協議調整を行い、管理業務に関して、次の事項を内容として、基本事業計画書及び年度事業計画書を作成し、市に提出して承認を受けることとします。

⑴ 管理運営方針（人権尊重の考え方・障害者等への考え方・障害者等就職困難者の雇用・市内経済の活性化・地域振興、地域コミュニティの醸成・環境問題への取組を含む。）
⑵ 従業員の配置計画（施設に応じて障害者・高齢者等の採用計画を含む。また、法令等により免許・資格を要するものはその名称を含む。）
⑶ 人材育成の考え方及び研修計画
⑷ 個人情報の保護方針及び保護措置
⑸ 情報公開方針及び広報計画
⑹ 利用促進計画、サービス向上の方策
⑺ モニタリング計画（利用者意見の聴取等）と管理業務への反映
⑻ 自主事業計画
⑼ 管理施設、設備、器具備品等の維持管理方針
⑽ 第三者への業務の委託計画
⑾ 苦情、要望への対応
⑿ 緊急時対策
⒀ 収支計画
⒁ 目標設定と目標達成の方策

※ 基本事業計画書（指定期間中の共通計画）

指定管理者事業計画書（企画提案書）に記載された内容のうち、全指定期間を通じて規定または決定しておくべき基本的な事項について記載

※ 年度事業計画書（年度ごとの事業計画）

指定管理者事業計画書（企画提案書）に記載された内容のうち、年度単位で規定または決定すべき事項について記載（基本事業計画書に記載された内容以外のすべての事項を記載）

10　リスク（責任）分担について

リスク分担の基本的な考え方は【資料２-１】のとおりです。

なお、詳細は、指定管理者の指定後に協議を行います。

11　管理運営に伴う租税について

指定管理者（共同企業体（企業グループ）を含む。）には、原則、法人税、法人市民税及び法人府民税が課税されますが、社会福祉事業の指定管理料については、非課税となることに留意すること。〈消費税法基本通達６－７－９（社会福祉事業の委託に係る取扱い）参照〉

上記以外の租税も含め、具体的な取扱いについては、それぞれの課税業務を所管する税務官公署に確認する必要があります。

なお、管理運営に伴う租税の負担が生じた場合には、指定管理者が負担することになります。

12　保険加入

指定管理者は、管理業務におけるリスク分担に備えて、市と指定管理者を被保険者とする施設賠償責任保険（※）に加入すること。なお、保険内容等は下記のとおりとする。

(1)　てん補限度額

施設賠償責任保険（昇降機危険担保付※）

・対人賠償　１名につき　３千万円以上

　　１事故につき　１億円以上

・対物補償　１事故につき　２百万円以上

※西老人福祉センターのみ昇降機危険担保は不要。

(2)　被保険者名　堺市及び指定管理者

(3)　保険期間　　指定期間と同じ期間とする。（年度ごとの加入も可とする。）

13　業務の第三者への委託

指定管理者は、管理業務の全部又は一部を第三者に委託することはできません。ただし、【資料 1-6-2、資料 1-7-2、資料 1-8-3】に記載している業務の全部又は一部については、あらかじめ市に書面で届け出て、承認を得た場合は、第三者に委託することができます。この場合、指定管理者の責任において当該業務の履行や委託先の法令遵守等を確保することとし、堺市が特に承認する場合を除き、当該委託先からさらに再委託させることはできません。

なお、【資料 1-6-2、資料 1-7-2、資料 1-8-3】の業務以外でも市との協議により委託可能であると認められた業務については委託可能となります。

また、堺市入札参加資格者の入札参加停止等に関する要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた者及び堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けた者並びに暴力団員又は暴力団密接関係者と認められる者に委託することはできません。なお、第三者に業務を委託した場合（契約金額が５００万円（税込）以上の委託に限る。）は、当該委託先が国若しくは地方公共団体又は本市の外郭団体である場合を除き、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の写しを市に提出してください。

14　市の指示等

(1) 市は施設管理の適正を期すため、指定管理者に対して、管理業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができます（地方自治法第２４４条の２第１０項）。

(2) 指定管理者が(1)に定める指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるときは、市は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができます（地方自治法第２４４条の２第１１項）。

15　定期会議の開催

市と指定管理者は、本業務を円滑に実施するため、情報交換、業務の調整等を図る定期会議を２か月ごとに開催します。

16　モニタリング等

⑴ 指定管理者には、管理運営に関する利用者の意見や要望を把握し、管理業務に反映させるため、市として求める目標や水準の達成状況及び市と協議して設定した調査項目について、利用者を対象とした意見箱の設置やアンケート等による意見聴取を行っていただき、その結果（自己評価を含む。）を集計して市に報告書を提出していただきます。具体的な項目については、市と指定管理者が協議の上で決定します。

（調査項目の例）

ア　利用目的（入浴、クラブ活動、各種講座等への参加　など）

イ　利用率、利用時間

ウ　施設の利用のしやすさ

エ　施設の清潔さ

オ　職員の対応

カ　イベント、講座等の充実度

⑵ 市は、指定管理者から提出される報告書等により、適切に管理業務がなされているか、また、設定された目標や調査項目が達成されているかなどについて確認を行い、その結果指定管理者に必要な指示を行います。さらに、指定期間中において、必要に応じて随時に管理業務の実績の確認及び評価をするためのモニタリングを行うことができるものとし、指定　管理者はこれに協力していただきます。

⑶ 指定管理者によるモニタリング及び本市によるモニタリングに加えて、第三者（施設関係者以外）によるモニタリングを実施する場合があります。実施する場合の具体的な手法・実施時期等については指定管理者の指定後、別途お知らせします。

17　管理業務の報告

⑴ 指定管理者は、会計年度（４月１日から翌年３月３１日まで）終了後、２か月以内に管理業務に関して、次の事項を内容とする事業報告書を市に提出するものとします。事業報告書は、堺市情報公開条例において規定する非公開情報に該当する部分を除き、市政情報センターで一般の閲覧に供します。

ア　収支状況

イ　管理業務の実施状況

ウ　施設の利用状況

エ　自主事業の実施・収支状況

オ　利用者意見の聴取状況

カ　人材育成の取組（人権研修を含む職員の研修の実施状況等）

キ　事故、苦情及び要望の件数、内容とその対応

ク　個人情報の保護、情報公開の実施状況

ケ　備品の状況
コ　指定管理者の目標の達成状況及び自己評価並びに管理業務の総括等
サ　その他市長が必要と認める事項

⑵ 指定管理者は、次の事項を内容とする毎月の定期報告書を翌月１５日以内に市に対し提出するものとします。ただし、収支状況については、四半期ごとに、各四半期終了後３０日以内に市に対し提出するものとします。

ア　管理業務の実施状況
イ　収支状況（四半期ごと）
ウ　施設の利用状況
エ　利用者意見の聴取状況
オ　事故、苦情及び要望等の件数、内容とその対応
カ　研修実施状況
キ　自主事業計画書の軽微な変更の有無とその内容
ク　備品等の設置場所の変更の有無とその内容
ケ　その他市長が必要と認める事項

⑶ 次のような事項に該当したときは、指定管理者は速やかに市に報告を行うこととします。

ア　施設において、事故又は災害等の緊急事態が発生したとき
イ　施設の管理業務に関して指定管理者が争訟を提起されたとき、又は提起されるおそれがあるとき
ウ　金融機関との取引が停止となったとき
エ　施設の管理業務に関して有する債権に対して差押え又は、仮差押えがなされたとき
オ　破産、会社更生、民事再生及び特別清算のいずれかの申立てを行うとき、又は申立てするおそれがあるとき、又は破産の申立てをされるおそれがあるとき
カ　定款若しくは寄附行為又は登記事項に変更があったとき、その他適正な管理業務に支障を来たす事態が生じたとき

18　管理業務の継続が困難になった場合の措置

⑴ 指定管理者の責に帰すべき事由により管理業務の継続が困難となった場合

市は指定管理者の指定を取り消す等の措置をとることとします。この場合、市に生じた損害は指定管理者が市に賠償するものとします。

⑵ 不可抗力等により管理業務の継続が困難となった場合

自然災害その他の不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由の場合、事業継続の可否について協議するものとします。協議の結果やむを得ないと市が判断した場合は、市は指定管理者との協定の解除及び指定の取消しができるものとします。

19　引継ぎ等

⑴ 指定管理者の指定後、指定期間開始までの間に、老人福祉センター等の管理業務に関する市及び現指定管理者との引継ぎ、指定管理者の従業員の研修及び帳票類の印刷等必要な準備を行っていただきます。

また、指定管理者は、指定期間の満了又は指定の取消しによって管理業務が終了したときは、次期指定管理者が適切に施設の管理業務を実施できるように本市もしくは、次期指定管理者に引き継ぐこととします。

⑵ 指定管理者が施設設備の原形を変更している場合は、指定管理者の費用負担によりこれを原状に回復して引き継ぐこととします。ただし、原状回復の必要がないと市が認めたものについてはこの限りではありません。

20　管理業務に関する評価

指定管理者が実施する管理業務について事業計画書で定めた目標の達成状況などに関して、事業報告書、指定管理者及び市が行うモニタリング結果などをもとに、年度終了後に、指定管理者による一次評価、所管課による二次評価を行い、それらの評価方法や結果等を含め、指定管理者制度の運用等について第三者の立場から外部有識者の意見を聴取するため、指定管理者制度懇話会を開催します。

これらの評価は、指定管理者に示し、管理業務に反映してもらうほか、結果によっては必要に応じて是正措置をとっていただくとともに、指定管理料の減額などのペナルティを科すこともあります。

また、評価結果は市ホームページにおいて公表を行います。

Ⅳ　募集手続きに関する事項

１　公募及び選定のスケジュール

公募及び選定のスケジュールは、以下のとおりです。

募集要項の公表	令和２年７月１７日（金）～9月１６日（水）
現地説明会参加申し込み	令和２年7月１７日（金）～7月２８日（火）
施設の現地説明会	令和２年7月３１日（金）、８月5日（水）、６日（木）
質問書の受付	令和２年８月　７日（金）～8月１３日（木）
質問書の回答	令和２年８月３１日（月）予定
応募書類の受付	令和２年9月１０日（木）～9月１６日（水）
書類審査	令和２年１０月上旬～１０月中旬（予定）
面接審査	令和２年１０月上旬～１０月中旬（予定）
選定結果の通知	令和２年１０月下旬（予定）
市議会による指定管理者の議決	令和２年１２月（予定）

※ 応募団体数に応じて、書類審査及び面接審査を同一日程で行うこともあります。

２　募集区域

募集区域は次の⑴～⑶のとおりとします。

なお、複数区域への応募も可能とします。この場合、複数区域にわたって指定管理者に指定されることもありますので、複数区域への応募にあたっては、複数区域の老人福祉センター等を確実かつ安定的に管理運営できる財務規模、組織体制が求められますので、ご留意ください。

⑴ 堺・西区域　　堺老人福祉センター、西老人福祉センター
⑵ 東・北・美原区域　東老人福祉センター、北老人福祉センター、
美原老人福祉センター・美原総合福祉会館
⑶ 南区域　　南老人福祉センター

３　応募資格等

⑴ 応募団体の資格

応募団体の資格は次の事項をすべて満たすものとします。

ア　高齢者に係る福祉事業の実績を豊富に有し、かつ、大阪府内に主たる事務所を有する法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等が構成するグループ（以下「グループ」という。）であること（個人による応募はできません。）。

なお、グループの場合は、グループを代表する法人（以下「代表団体」という。）が大阪府内に主たる事務所を有する法人であること。

イ　欠格事項（後掲）に該当しているものでないこと。グループ応募の場合は、当該グループを構成しているすべての法人等が欠格事項に該当しているものでないこと。

⑵ グループ応募について

ア　グループで応募する場合は、グループ名及びグループを代表する法人等（以下「代表団体」という。）を定めてください。なお、グループ名は市民から誤解を生じないような名称としてください。

イ　グループを構成する法人等（以下「構成団体」という。）は、単独で応募することはできません。

ウ　複数のグループにおいて、同時に構成団体となることはできません。

エ　代表団体及び構成団体の変更は、原則として認めません。ただし、構成団体については、業務遂行上支障がないと本市が判断した場合、変更を認めることがあります。その場合は必要に応じ書類の再提出を求めます。

オ　指定管理者の指定を受けた場合、協定締結時までに、各構成団体間で責任分担を明確に定めた協定等を締結することとし、その写しの提出を求めます。

⑶ 応募書類の提出日において、応募団体が次の項目に該当する場合は、審査において、【資料３-１】の選定基準に定める配点（６点）を上限として項目ごとに２点ずつ付与します。なお、グループ応募の場合は、４及び６の項目を除き、すべての者が満たしていること。

該当要件	
1	次のいずれかに該当する場合 ・障害者の雇用状況報告義務があり、令和２年の報告時に法定雇用率以上の障害者を雇用している場合 ・障害者の雇用状況報告義務はないが、障害者（＊）を１人以上雇用している場合 ・堺市障害者雇用貢献企業である場合 （＊）障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和３５年法律第１２３号）第２条に掲げる障害者のうち、１年以上雇用され（又は見込み）、週２０時間以上勤務している者

２	次世代育成支援対策推進法（平成１５年法律第１２０号）第１３条による認定を受けている場合
３	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成２７年法律第６４号）第９条に基づく認定を受けている場合
４	青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和４５年法律第９８号）第１５条に基づく認定を受けている場合（グループ応募の場合は、１者以上が満たしていること。）
５	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和４６年法律第６８号）に基づき、６５歳以上への定年の引上げ又は定年の定めの廃止を行っている場合
６	市内に本社・本店を有している場合（グループ応募の場合は、１者以上が満たしていること。）
７	ＩＳＯ１４００１の認証、エコアクション２１の認証・登録、ＫＥＳステップ２の登録又はエコステージ（レベル３）の認証のいずれかを受けている場合

４　欠格事項

応募書類の受付最終日現在において、次に該当する団体は、応募を無効とします。また、グループで応募する場合はすべての構成団体が次に該当しないこととし、１団体でも該当した場合は応募を無効とします。

なお、受付最終日の翌日から指定管理者の候補者が選定されるまでの間に次の事項に該当することとなった場合は、失格とします。また、選定後から基本協定の締結までの間に次の事項に該当することとなった場合は、失格とすることや指定を取り消すことがあります。

⑴ 地方自治法施行令第１６７条の４第２項の規定により本市が一般競争入札に参加させないこととしている団体

⑵ 地方自治法第２４４条の２第１１項の規定により本市から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から２年を経過していない団体

⑶ 本市における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた団体又は公正な価格の成立を妨害し、若しくは不正の利益を得るために連合した団体

⑷ 堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱に基づき、入札参加停止又は入札参加回避の措置を受けている団体

⑸ 堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、入札参加除外措置を受けている団体

⑹ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員又は堺市暴力団排除条例第２条第３項に規定する暴力団密接関係者に該当する団体（適用にあたっては、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に規定する措置要件を準用する）

⑺ 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続をしている団体

⑻ 破産者で復権を得ない者

⑼ 法人税、消費税、地方消費税、市税を滞納している団体（法人以外の団体にあっては、その代表者が所得税、消費税、地方消費税、市税を滞納している団体）

⑽ 次の各号に該当する者が役員となっている団体

ア　破産者で復権を得ない者

イ　法律行為を行う能力を有しない者

ウ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

エ　本市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

オ　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

５　選定対象除外

次に該当する場合は、失格として選定の対象から除外します。

⑴ 応募書類に明らかな虚偽の記載があった場合

⑵ 応募に際して不正行為があった場合

⑶ 提出期限までに必要な書類を提出できなかった場合

⑷ 応募資格に反することが認められた場合

⑸ 選定委員、本市職員及び本件関係者に対して、本件応募について自己の有利になる目的のため接触等の働きかけの事実が認められた場合

⑹ 本件に関し、同一の法人等又はグループが２件以上の応募を行った場合

６　応募手順

⑴ 募集要項等の公表

令和２年７月１７日（金）から市ホームページにおいて公表を行います。

⑵ 現地説明会

施設の現地説明会を行います。参加は必須ではありませんが応募予定の団体は、できるだけご出席ください。

現地説明会への参加に際しては、令和２年７月２８日（火）の午後５時までに「現地説明会参加申込書」【様式７】に必要事項を記入の上、Ｅメール（choshi@city.sakai.lg.jp）で提出してください。

ア　開催日時及び場所

■令和２年７月３１日（金）　午後３時３０分から１時間程度

堺市立堺老人福祉センター

堺市堺区協和町３丁１２８－１

TEL　０７２－２４４－７１５５

【交通案内】南海バス「御陵通３丁」「大仙西町団地前」下車

■令和２年８月５日（水）午後３時３０分から１時間程度

堺市立美原老人福祉センター・美原総合福祉会館

堺市美原区黒山７８２－１０

TEL　０７２－３６２－３９３９

【交通案内】南海バス「黒山」下車

■令和２年８月６日（木）　午後３時３０分から１時間程度

堺市立南老人福祉センター
堺市南区御池台５丁２－７
TEL　０７２－２９９－３２３２
【交通案内】南海バス「南区御池台５丁(せんぼく苑前)」下車
※ 各施設とも駐車場の確保はできませんので、公共交通機関をご利用ください。

イ　参加人数：１つの現地説明会につき、１団体２名までとします。

⑶ 質問書の受付

質問がある場合は、質問書【様式８】を令和２年８月７日（金）～８月１３日（木）の間に、Ｅメールで提出してください。

電話・来訪など口頭による質問は受け付けいたしません。

質問書に対する回答は、令和２年８月３１日（月）を目途に市ホームページにおいて公表を行います。

【質問書提出先】
堺市堺区南瓦町３番１号　堺市健康福祉局長寿社会部長寿支援課（本館７階）
ＴＥＬ０７２－２２８－８３４７
ＦＡＸ０７２－２２８－８９１８
Ｅメール：choshi@city.sakai.lg.jp

⑷ 応募書類の受付

指定管理者指定申請書【規則別記様式】に必要書類を添えて、持参してください。なお、持参される際、事前に電話連絡をお願いします。

ア　提出場所
堺市堺区南瓦町３番１号
堺市役所 健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課（本館７階）

イ　提出方法及び提出期間
令和２年９月１０日（木）～９月１６日（水）の午前９時～午後５時まで（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）。
上記提出場所まで直接持参してください。
なお、提出期限までに必要な書類（Ⅲ 提出書類に関する事項を参照）を提出できなかった場合は、前述のとおり失格として選定の対象から除外します。また、郵送された提出書類や提出期間を経過した後は、受け付けいたしません。

Ⅴ　提出書類に関する事項

１　書類の作成

前述のとおり、老人福祉センターは、市内の高齢者の方に対し、各種相談に応じるとともに、健康増進、教養向上並びにレクリエーションのための便宜を総合的に供与することによって、高齢者の方が健康で生きがいを持って日々の生活を送れるよう支援することを目的として開設されている施設です。これらの老人福祉センターでは、市内各地域の高齢者の方々が利用されることを通して、市民交流を促進し、人権の輪を広げるための交流の場となっているとともに、健康や生活等の相談や、各種講座・教室等への参加、自主的なグループ

活動等において、地域活動の拠点として広く利用されています。

また、美原総合福祉会館は、総合福祉を基調として、自立し、生きがいの持てる福祉社会の形成及び市民福祉の向上を目的として設置されています。

指定管理者事業計画書（企画提案書）の作成にあたっては、施設の設置目的等を十分に踏まえた上、提案してください。

２　書類の提出

応募に当たっては、下記の⑴から⑵5の書類に表紙【様式６-１】をつけて提出してください。提出部数は、特に指定のあるものを除き、正１部、副１４部（副は複写可）の計１５部とします。

なお、提出書類は市の公文書になるため、情報公開請求があった場合は、堺市情報公開条例第７条に規定する非公開部分を除き原則として公開となります。

提出書類の中で、堺市情報公開条例第７条に規定する非公開部分に該当すると考えられる箇所（公開できないもの）については、あらかじめ網掛け等の処理（正本のみ）をした上で、提出してください。ただし、当該箇所について市として公開すべきと判断した部分は請求に応じて公開することがあります。

⑴指定管理者指定申請書【規則別記様式】※１

・堺市立老人福祉センター指定管理者指定申請書

・堺市立美原総合福祉会館指定管理者指定申請書　…東・北・美原区域のみ※2

※１　グループ応募の場合は、グループとして作成してください。

※２　老人福祉センターと美原総合福祉会館は別に作成が必要です。

⑵　団体概要、役員名簿【様式６-２】

⑶　グループ構成書【様式６-３】･･･グループ応募の場合に提出してください。

⑷　グループ協定書兼委任状【様式６-４】･･･グループ応募の場合に提出してください。

⑸　指定管理者事業計画書（企画提案書）【様式６-５】

以下の内容について記載してください。

・管理の基本方針
・平等利用・安全の確保
・安定的な経営資源
・財務規模、組織状況
・事業実績
・利用者の特性・ニーズの把握
・個人情報保護、情報公開の考え方
・人権尊重の考え方
・広報・モニタリング計画
・高齢者、障害者等の利用への配慮、関係機関等との連携
・休館日、開館時間の考え方
・人員配置、人材育成の考え方、研修計画

・苦情、要望への対応の考え方
・施設、設備、器具備品の維持管理についての考え方
・非常時対策
・目標設定、目標達成の方策
・自主事業の実施計画
・経費削減の考え方・方法
・収支計画
・市長が定める要件（障害者等就職困難者の雇用、市内経済の活性化、地域振興、地域コミュニティの醸成、環境問題への取組）

⑹ 収支計画書【様式 6-6-1】、収支計画書積算内訳書【様式 6-6-2】

⑺ 自主事業計画書【様式６-７】、自主事業収支計画書【様式６-８】

⑻ 障害者雇用等確認書【様式６-９】

⑼ 欠格事項に該当しない旨の誓約書【様式 6-10】

⑽ 定款、寄附行為又はこれらに類する書類

⑾ 法人の登記簿謄本又は登記事項証明書

⑿ 指定管理者指定申請書提出日の属する事業年度の事業計画書、収支予算書（法人以外の団体にあっては、これに相当する書類）

⒀ 平成２９年度から令和元年度の事業報告書
（法人以外の団体にあっては、これに相当する書類）

⒁ 平成２９年度から令和元年度の収支計算書又は損益計算書
（法人以外の団体にあっては、これに相当する書類）

⒂ 平成２９年度から令和元年度の貸借対照表
（法人以外の団体にあっては、これに相当する書類）

⒃ 法人の印鑑証明書

⒄ 団体の設立趣旨、活動内容、組織、運営及び事務所の所在等に関する事項の概要がわかる書類（各団体作成の外部向けのパンフレット等でも可とします。）

⒅ 法人税、消費税、地方消費税の納税を証明する書類
法人の場合 ･･･ 法人の「納税証明書その３の３」（法人税、消費税、地方消費税）
法人以外の場合 ･･･ 団体の代表者の「納税証明書その３の２」（申告所得税、消費税、地方消費税）

⒆ 市税の納税確認の同意書【様式６-１１】･･･応募資格の審査のため、関係公簿を調査しますので、各団体から１部ずつ提出してください（複写の提出の必要はありません。）。

⒇ 令和２年障害者雇用状況報告書（事業主控の写し）…障害者の雇用の促進等に関する法律第４３条第７項に基づく障害者の雇用状況報告義務があり、法定雇用率以上の障害者を雇用している場合に提出してください。

(21) 次世代育成支援対策推進法第１３条に基づく認定に係る基準適合一般事業主認定通知書の写し …認定を受けている場合に提出してください。

(22) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第９条に基づく認定に係る基準適合一般事業主認定通知書の写し …認定を受けている場合に提出してください。

⑵3 青少年の雇用の促進等に関する法律第１５条に基づく認定に係る基準適合事業主認定通知書の写し …認定を受けている場合に提出してください。

⑵4 就業規則等の定年に関する制度の状況が確認できる書類 …高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和４６年法律第６８号）に基づく、６５歳以上への定年の引上げ又は定年の定めの廃止を行っている場合に提出してください。

⑵5 ＩＳＯ１４００１登録証、エコアクション２１認証・登録証、ＫＥＳ登録証又はエコステージ認証書の写し …いずれかに該当する場合に提出してください。

（留意事項）

・⑴1)、⑴6)、⑴8)については提出日において発行から３か月以内のものとします。
⑴3)、⑴4)、⑴5)については団体の設立から２年以上経過していない場合は、設立年度から令和元年度までのものとします。

・グループ応募の場合、⑵)及び⑻～⑵5)については、構成団体ごとに提出願います。

・提出書類はＡ４版を原則とします。Ａ４版以外の規格を使用した場合は、Ａ４版に折り込んでください。

Ⅵ 選定及び指定に関する事項

１ 選定審査方法

⑴ 指定管理者の候補者は、老人福祉センター条例第１２条第３項及び美原総合福祉会館条例第１４条第３項に規定する指定の要件を基本として、【資料 3-1】の選定基準に基づき、堺市健康福祉局指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、応募書類の審査及び面接審査の総合評価方式により、指定管理者の候補者を選定します。

⑵ すべての応募団体を対象に、書類審査及び面接審査を実施します。上記審査において総合して採点評価を行い、得点が最上位の応募団体を指定管理者の候補者として選定します。面接審査の日程等は、後日お知らせします。

⑶ 採点において同点になった場合は、選定委員会の定める取扱いにより、審議のうえ指定管理者の候補者を決定します。

⑷ 審査の結果、最終得点が満点の６０％以上に達した団体がない場合は、指定管理者として適格者なしとします。

２ 選定結果の通知等

選定委員会における審査結果を受けて市として指定管理者の候補者を決定し、審査結果を応募団体（グループによる応募の場合は、グループの代表団体）すべてに、令和２年１０月下旬を目途に、文書で通知します。また、選定・不選定を問わず団体名及び採点については審査結果として、市ホームページ等で公表を行います。

３ 指定管理者の指定等

指定管理者の候補者の決定後に、市議会（令和２年１２月を予定）に指定管理者の指定の議案を提出し、議決を経て指定管理者の指定を行い、その旨を公告します。

なお、議会の議決が得られなかった場合においても、候補者が本件に支出した費用について、市は補償しません。

4　協定に関する事項

指定管理者の指定を受けた団体は、市との協議を行ったうえで、申請区域毎に管理業務に関する協定を締結していただきます。協定には指定期間内における基本的な事項について定める「基本協定」と、年度ごとに変更が予定される事項について定める「年度協定」があります。基本協定の内容（予定）は【資料 4-1、資料 4-3、資料 4-5、資料 4-7】のとおり、年度協定の内容（予定）は【資料 4-2、資料 4-4、資料 4-6】のとおりです。なお、協定書の解釈について疑義が生じた場合又は協定に定めのない事項が生じた場合は、市と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

Ⅶ　その他

1　注意事項

⑴ 応募に関して必要となる一切の費用は、応募団体の負担とします。

⑵ 提出された書類の内容を変更することはできません。ただし、市から補正を求めた場合を除きます。

⑶ 複数の募集区域への応募は可能ですが、提案は１募集区域につき、応募は１団体１件のみとします。

⑷ 応募書類は理由のいかんを問わず返却しません。

⑸ 応募書類は市の公文書として取り扱われます（原則として情報公開の対象となります。）。

⑹ 市が必要と認める場合は、追加して書類の提出を求めることがあります。

⑺ 団体の提出する書類の著作権はそれぞれの作成団体に帰属します。なお、本件において公表する場合は、本市は団体の提出書類の全部または一部を無償使用できるものとします。

⑻ 応募書類は欠格事項の該当の有無を確認するため、照会に使用する場合があります。

⑼ 書類提出後に応募を辞退する場合は、辞退届（様式は任意）を提出してください。

⑽ 老人福祉センター等の管理業務に当たり、指定管理者が事業所税等の納税義務を負う場合があります。

2　添付資料

⑴仕様書

資料番号	資料名
1-1	【仕様書（老人福祉センター共通）】 堺市立堺・中・東・西・南・北・美原老人福祉センター及び堺市立美原総合福祉会館指定管理者業務仕様書
1-2	【仕様書（老人福祉センター共通）別紙１】 各施設概要

1-3	【仕様書（老人福祉センター共通）別紙２】 堺市立老人福祉センター及び堺市立美原総合福祉会館の指定管理者による使用許可等の取扱いに関する基準
1-4	【仕様書（老人福祉センター共通）別紙３】 社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について
1-5	【仕様書（老人福祉センター共通）別紙４】 国旗・市旗掲揚マニュアル
1-6-1	【特記仕様書（堺・西)】 堺市立堺・西老人福祉センター指定管理業務　特記仕様書
1-6-2	【特記仕様書（堺・西）別紙１】 堺（西）老人福祉センター　施設・設備保守点検等業務一覧
1-6-3	【特記仕様書（堺・西）別紙２】 自動販売機設置場所（堺老人福祉センター）
1-7-1	【特記仕様書（東・北・美原)】 堺市立東・北・美原老人福祉センター及び堺市立美原総合福祉会館指定管理者業務特記仕様書
1-7-2	【特記仕様書（東・北・美原）別紙１】 東（北／美原）老人福祉センター　施設・設備保守点検等業務一覧
1-7-3	【特記仕様書（東・北・美原）別紙２‐１】 自動販売機設置場所（東老人福祉センター）
1-7-4	【特記仕様書（東・北・美原）別紙２‐2】 自動販売機設置場所（北老人福祉センター）
1-7-5	【特記仕様書（東・北・美原）別紙３】 喫茶コーナー設置場所（美原総合福祉会館）
1-8-1	【特記仕様書（南)】 堺市立南老人福祉センター指定管理者業務特記仕様書
1-8-2	【特記仕様書（南）別紙 1】 南老人福祉センター送迎業務　仕様書
1-8-3	【特記仕様書（南）別紙 2】 南老人福祉センター　施設・設備保守点検等業務一覧
1-8-4	【特記仕様書（南）別紙 3】 自動販売機設置場所（南老人福祉センター）

⑵ リスク分担表

資料番号	資料名
2-1	堺市立堺・中・東・西・南・北・美原老人福祉センター及び堺市立美原総合福祉会館リスク分担表

⑶ 選定基準

資料番号	資料名
3-1	堺市立老人福祉センター等指定管理者候補者　選定基準

⑷ 協定書

資料番号	資料名
4-1	堺市立堺・西老人福祉センター指定管理者協定書＜基本協定書＞（予定）
4-2	堺市立堺・西老人福祉センター指定管理者協定書＜年度協定書＞（予定）
4-3	堺市立東・北・美原老人福祉センター及び堺市立美原総合福祉会館指定管理者協定書＜基本協定書＞（予定）
4-4	堺市立東・北・美原老人福祉センター及び堺市立美原総合福祉会館指定管理者協定書＜年度協定書＞（予定）
4-5	堺市立南福祉センター指定管理者協定書＜基本協定書＞（予定）
4-6	堺市立南老人福祉センター指定管理者協定書＜年度協定書＞（予定）
4-7	基本協定書別紙２～６

⑸ 各施設の管理運営に係る条例規則等

資料番号	資料名
5-1	堺市立老人福祉センター条例
5-2	堺市立老人福祉センター条例施行規則
5-3	堺市立美原総合福祉会館条例
5-4	堺市立美原総合福祉会館条例施行規則
5-5	堺市個人情報保護条例(抜粋)
5-6	堺市個人情報取扱事務の委託等に関する基準
5-7	堺市指定管理者の個人情報の保護に関する要綱
5-8-1	堺市指定管理者の個人情報の保護に関する要綱第３条に基づく準則　（モデル規程）（本文）
5-8-2	堺市指定管理者の個人情報の保護に関する要綱第３条に基づく準則　（モデル規程）（様式）
5-9	堺市情報公開条例(抜粋)
5-10	堺市指定管理者の情報公開の推進に関する要綱
5-11-1	堺市指定管理者の情報公開の推進に関する要綱第３条に基づく準則　（モデル規程）（本文）
5-11-2	堺市指定管理者の情報公開の推進に関する要綱第３条に基づく準則　（モデル規程）（様式）

（6）応募書類（様式集）

様式番号	様式名
規則別記様式	堺市立老人福祉センター指定管理者指定申請書
規則別記様式	堺市立美原総合福祉会館指定管理者指定申請書

様式６-１	応募書類一式（表紙）
様式６-２	団体概要、役員名簿
様式６-３	グループ構成書
様式６-４	グループ協定書兼委任状
様式６-５	指定管理者事業計画書（企画提案書）
様式 6-6-1	収支計画書
様式 6-6-2	収支計画書積算内訳書
様式 6-7	自主事業計画書
様式 6-8	自主事業収支計画書
様式 6-9	障害者雇用等確認書
様式 6-10	誓約書
様式 6-11	同意書
様式７	現地説明会参加申込書
様式８	質問票

（7）参考資料

資料番号	資料名
参考資料①	堺市立東・西老人福祉センター光熱水費等負担割合一覧（令和元年度）
参考資料②	堺市立堺老人福祉センターの併設施設に係る経費等の負担割合の計算について
参考資料③	堺市立老人福祉センター利用者数（平成２９～令和元年度）
参考資料④	堺市立堺・西老人福祉センター備品一覧（令和２年４月１日現在）
参考資料⑤	堺市立東・北・美原老人福祉センター及び堺市立美原総合福祉会館備品一覧（令和２年４月１日現在）
参考資料⑥	堺市立南老人福祉センター備品一覧（令和２年４月１日現在）
参考資料⑦	７センター交流事業　担当センター予定表